

# 宮崎県 農泊開業の手引き



宮崎県

令和7年3月発行

# 目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 目次                     | 2  |
| はじめに 農泊とは              | 3  |
| 1 どんな農泊にするのか           | 4  |
| 2 農泊の開業に関する制度の違い       | 6  |
| 3 旅館業法に基づく開業までの流れ      | 7  |
| 4 旅館業法に基づく開業に関連する法律    | 8  |
| 5 住宅宿泊事業法に基づく開業までの流れ   | 12 |
| 6 住宅宿泊事業法に基づく開業に関連する法律 | 13 |
| 7 関係機関への事前相談           | 14 |
| 農泊開業チェックシート            | 15 |
| 相談窓口                   | 16 |
| 8 営業するうえで気を付けること       | 18 |
| 参考1 宮崎県農泊マップ           | 22 |
| 参考2 宮崎県の体験メニュー         | 23 |
| 参考3 農泊事業者の声            | 24 |
| 参考4 農林漁業体験民宿業照会様式      | 26 |

# はじめに

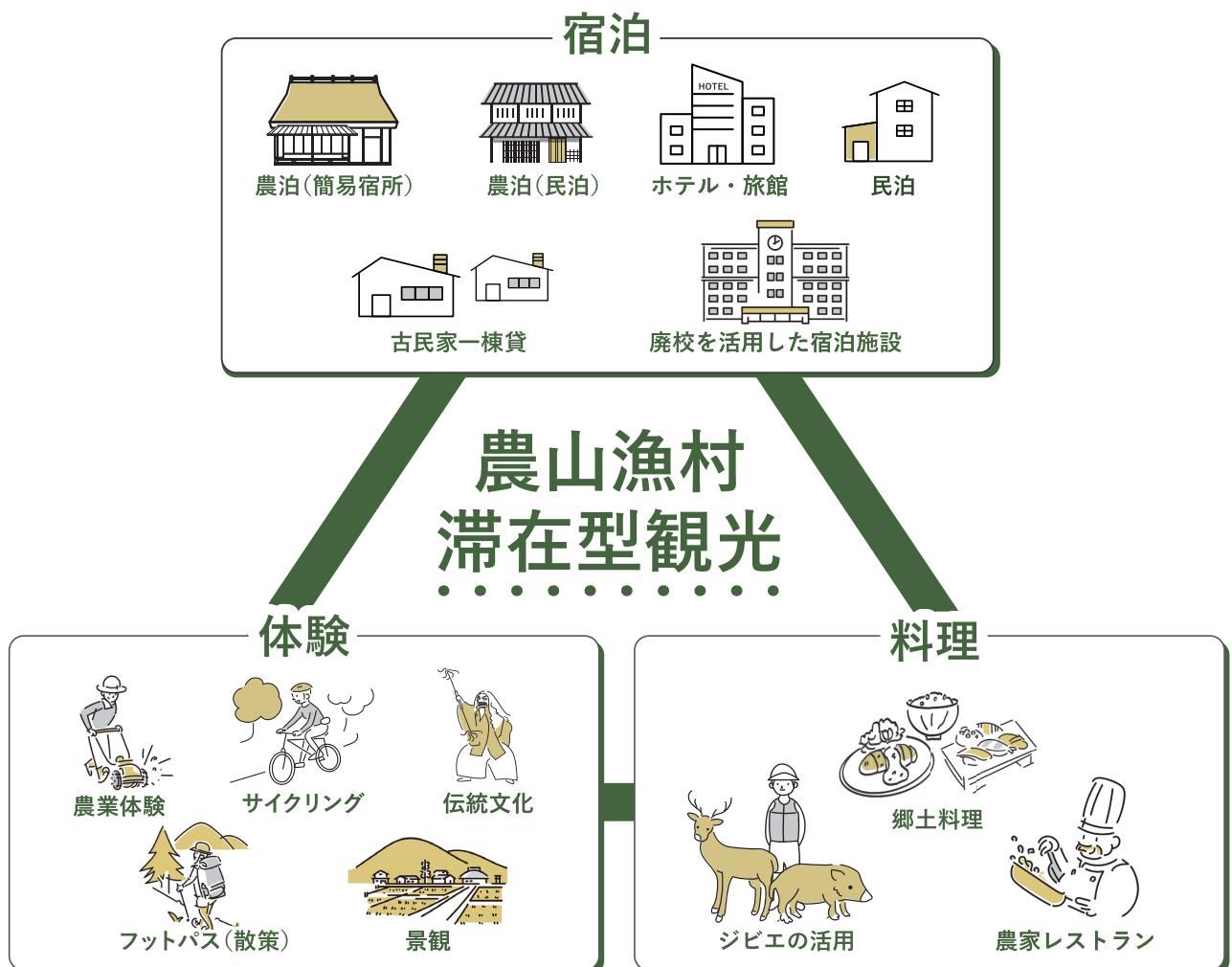
「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことです。

「農泊」の狙いは、農山漁村ならではの地域資源（農業体験、食文化、伝統文化、景観、古民家など）を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことです。そしてこれによって、農山漁村における「しごと」を創出し、持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出すとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入り口とすることです。

本書では、宮崎県で農泊を開業する場合に必要な手続等を説明しています。

なお、本手引きは主に農林漁業者が開業時に投資負担の少ない既存建物を活用する場合を想定して説明しています。新築や増改築を計画している場合は、関係する許認可や取扱・手続等が異なりますので、ご注意ください。

農山漁村の活性化を図る関係者の皆様の一助となると共に、宮崎県の農山漁村の素晴らしさを全国に発信することにつながれば幸いです。



# 1. どんな農泊にするのか

関係法令によりできることも異なりますが、様々な運営スタイルの選択肢があります。

## ① 経営スタイル

ひとえに農泊といっても、様々な経営スタイルが考えられます。地域の特色や予定している客層などを考えながら、周辺施設を活用するなど、できるだけ無理なく継続できる経営方式を検討してください。



### 経営方針

- ① 個人で経営：自宅の空き部屋や離れなどを活用し、個人で運営します。
- ② 共同で経営：生活交流グループや農業生産法人などが共同で運営にあたります。



### 食事の提供方法

- ① 素泊まり式：食事は、近隣の食堂やレストランなどを活用します。
- ② 自炊式：宿泊者が自炊できる施設を用意するか、台所を貸し出します。
- ③ 郷土料理体験：宿泊者が農林漁業者などから郷土料理を教えてもらいながら共同で調理をします。
- ④ 食事を提供：一般の旅館のように、宿泊者に食事を提供します。  
※この場合は食品衛生法に基づく飲食店営業の営業許可が必要になります。



### 受入れ時期

- ① 通年営業：年間を通して営業します。
- ② 季節営業：夏・冬休み、農閑期など期間を限定して営業します。
- ③ 週末営業：土曜日・日曜日・祝日に限定して営業します。



### 施設のスタイル

- ① 空き部屋の活用：居住宅の空き部屋を客室として活用します。宿泊者と運営者との距離が最も近いスタイルです。
- ② 別棟の活用：母屋とつながっている離れの空き部屋を客室として活用します。
  - ① よりもお客様との距離があるという気楽さがあるでしょう。
- ③ 空き家の活用：現在空き家となっている家屋を客室として活用します。



## 2 体験メニューの提供について

その土地ならではの体験ができるというのは、農泊の大きな魅力の1つです。お客様にどんな体験メニューが提供できるか考えてみましょう。

### 【体験メニュー一例】



#### 農業・食の体験

田植え、稲刈り、脱穀、精米、畑仕事、農作物の収穫、そば・うどん打ち、郷土料理、食品加工、農業講座 など



#### 林業体験

植林、下草刈、枝打ち、炭焼き、キノコ栽培、山菜・キノコ採り、里山・森林の案内、林業講座 など



#### 漁業体験

海・川釣り、網業、仕掛け漁、つかみ取り、海草・貝採り、稚魚の放流、養殖・加工、漁業講座など



#### 手仕事体験

草木染、機織り、陶芸、薪割りなど

もちろん、特別な体験メニューが提供できなければ開業できないというわけではありません。自分がやっている日常の農作業等を手伝ってもらい、または地元の食材を使って一緒に調理するだけでも、都会から来たお客様にとっては新鮮な体験ということもあるのではないのでしょうか。

## 2. 農泊の開業に関する制度の違い

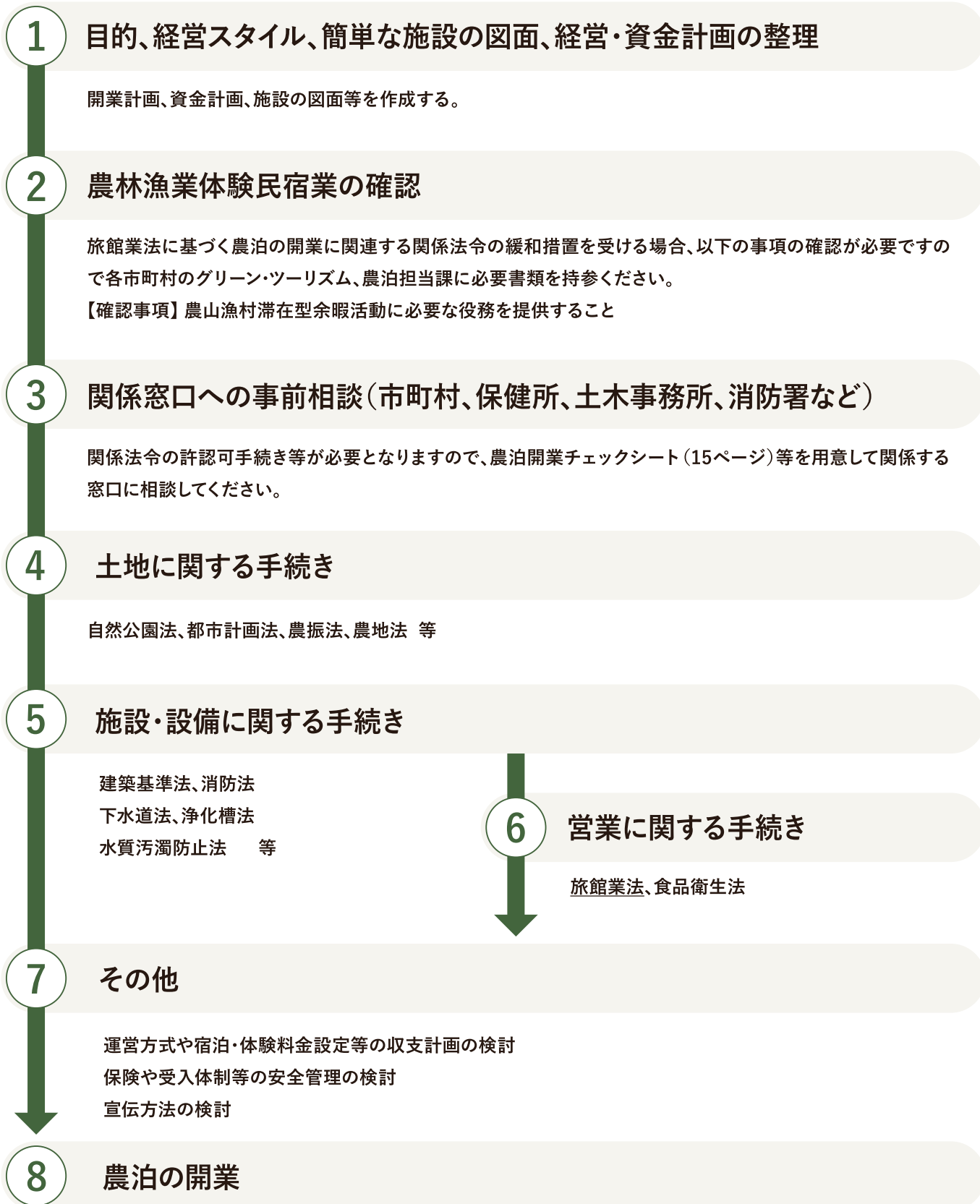
農泊を開業するための手続きは、下記のとおり、**旅館業法**と**住宅宿泊事業法**に基づく2パターンがあります。

|        | 旅館業法                                                                           | 住宅宿泊事業法                                                                                                                 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度     | 旅館業法に基づき営業許可を取得した施設<br>(主に簡易宿所営業許可施設)                                          | 住宅宿泊事業法に基づき届出した施設<br>※平成30年の住宅宿泊事業法(以下、「民泊新法」)施行により、旅館業法の他に民泊新法による届出を行うことでも宿泊料を徴収して年間180日以内に限り住宅に人を宿泊させることができるようになりました。 |
| 窓口     | 施設所在地を所管する各保健所                                                                 | 条例に関すること:県観光推進課<br>届出に関すること:県衛生管理課                                                                                      |
| 申請方法   | 窓口にて書類申請、審査後許可                                                                 | 原則、インターネットによる届出<br>(利用できない等の場合は、郵送又は窓口にて書類提出も可)                                                                         |
| 申請手数料  | 22,000円(宮崎県収入証紙)                                                               | 無料                                                                                                                      |
| 営業日数   | 制限なし                                                                           | 年間180日以内                                                                                                                |
| 立地制限   | 住居専用地域、工業地域、工業専用地域で不可                                                          | 工業専用地域で不可                                                                                                               |
| 消防用設備  | 住宅を活用して農泊を営む場合、宿泊室の床面積や家主の居住の有無等の状況に応じて、消防用設備(火災報知器や誘導灯等)について消防法令上必要な対応が異なります。 |                                                                                                                         |
| 行政への報告 | 水道水以外を使用している等により報告義務のある施設は、水質検査結果を定期的に報告                                       | 偶数月15日前までに前2ヶ月の宿泊日数、宿泊者数等を原則インターネットにより報告(利用できない等の場合は、郵送又はFAXも可)                                                         |
| 食事の提供  | 食事を調理して提供する場合には、食品衛生法上の許可が必要(体験の一連として共同調理する場合は、許可不要)                           | 食事を調理して提供する場合には、食品衛生法上の許可が必要(宿泊者自らが調理する場合は、許可不要)                                                                        |
| その他    | ※消防用設備については農家民宿に関する規制緩和や建築基準法の告示による緩和措置を適用できる場合もあります。                          | 家主が宿泊者のいる間に不在になる場合(一時的な不在を除く)又は居室が6室以上の場合は、住宅管理者へ管理委託する必要があります。                                                         |

※既存建物を活用する一般的なケースを想定して、関係する主な制度を記載しています。施設の構造や家主の居住の有無などの状況により具体的な取扱いは異なりますので、必ず各制度の相談窓口にて確認してください。

# 3. 旅館業法に基づく開業までの流れ

旅館業法に基づく簡易宿所営業許可を取得する開業の場合



## 4. 旅館業法に基づく開業に関連する法律

旅館業法に基づく簡易宿所営業許可の取得により開業する場合に関連する主な制度を解説します。

---

### 旅館業法

---

営業する(宿泊料を徴収して宿泊させる)ためには旅館業の営業許可が必要になりますので、家の平面図(間取り図)などを持参して、管轄の保健所に相談してください。

#### (1) 旅館業の営業許可

旅館業には、営業形態や構造設備によって「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」の3つの営業区分があります。農泊については、旅館業法の特例(規制緩和)として、簡易宿所営業の客室の延床面積の基準を適用しないこととされております。

なお、この特例措置(規制緩和)を受けるためには、あらかじめ、開業施設の所在する市町村から「農林漁業体験民宿業に該当する旨の回答書」を得る必要があります。市町村への照会は、参考4(26ページ)を参考にしてください。

#### (2) 営業許可申請の手続

旅館業法の営業許可(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)は、施設の所在地を管轄する保健所に許可申請を行い、決められた基準を満たしていることを保健所で確認してもらわなくてはなりません。開業を希望される場合は、「農泊開業チェックシート(15ページ)」に掲げたものを準備して、営業許可を管轄する保健所にお気軽にご相談ください。建築確認や防火対象物の消防法令適合状況の確認が必要な建物の場合、保健所への申請の際は、建築基準法検査済証の写しや消防法令適合通知書の写しを添付することになります。また、井戸水等(水道法に規定する水道事業及び専用水道により供給される水以外)を使用する場合は、飲用適の水として水質検査を実施し、その結果が適合していると判断される必要があります。井戸水等は、大腸菌などに汚染される可能性が高いことから、安全のために、塩素滅菌器等の消毒設備の設置が必要になります。

**参考** 民泊を始める皆様へ～簡易宿所営業の許可取得の手引き～(厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課)

---

### 旅行業法

---

農泊事業者が自ら提供する運送・宿泊サービス(これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む)を販売・広告することは、旅行業に該当しません。

---

## 食品衛生法

---

素泊や自炊、食事は近隣の食堂を利用するなど食事を提供しない場合、または料理体験として家主と体験者が共同で調理を行う場合は、飲食店営業許可を取得する必要はありません。

しかしながら、家主が作った食事を有償で提供する場合は、飲食店営業の営業許可が必要になり、自宅の台所とは別に専用の調理場が必要となります。

飲食店営業等の営業許可を取得する場合は、「農泊開業チェックシート(15ページ)」及び調理場の設備等を記載した平面図を準備して、管轄の保健所に相談してください。

### (1) 飲食店営業の営業許可

営業許可を取得するには、保健所に営業許可申請書を提出し、保健所の担当者の現地調査のうえ、許可証が交付されます。施設ごとに許可の有効期限が定められ、最低5年ごとに許可の更新をすることになります。

### (2) 食品衛生法の営業の施設について公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設に係る公衆衛生上の基準

営業施設は、食品衛生法施行条例に定められた「公衆衛生上講ずべき措置の基準」に合致する必要があり、営業許可取得後は、施設の清潔保持、清潔な服装や衛生的な食品の取扱方法を定めた「施設に係る公衆衛生上の基準」を遵守する必要があります。

### (3) 食品衛生責任者

営業施設ごとに食品衛生責任者を置かなければなりません。

### (4) 食品の製造・販売

食肉、魚介類、牛乳を販売する場合及びみそ、豆腐、めん類、惣菜、缶詰瓶詰め食品等を製造販売する場合には、別に業種ごとに営業許可又は届出が必要になり(自炊客に提供する場合も含む)、食品を製造する場合には専用の製造室が必要になります。

---

## 道路運送法

---

農泊施設が、宿泊に伴うサービスとして、宿泊施設と駅や空港、観光スポット等との間で無償の運送サービスを行う場合は道路運送法上の許可や登録は必要ありません。また、運送サービスに要するガソリン代や有料道路使用料等の実費相当の支払いを受ける場合も、基本的には道路運送法上の許可や登録は必要ありません。ただし、運送サービスの形態・料金等によっては、許可や登録を要する場合がありますので、詳しくは下記を参考に、必要に応じて宮崎運輸支局(輸送監査部門)にご相談ください。

**参考** 道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン(国土交通省)





## 建築基準法

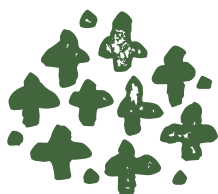
建物の新築、増築、改築を伴う場合や宿泊施設への用途変更が200㎡を超える場合は、簡易宿所の営業許可申請をする前に建築主事等による建築確認(用途変更)が必要です。したがって、保健所に営業許可を申請する前に、家の平面図等(間取り図など)を準備して、最寄りの土木事務所や消防署等に出向き十分に相談してください。

用途が簡易宿所や旅館に該当する場合、建築基準法上は「旅館」の用途として、防火や避難等の規定の適用を受けます。このことは、新築や増築等の場合はもちろんですが、例えば、住宅だった建物の用途を簡易宿泊所等に変更する、いわゆる用途変更の場合にも適用されます。

なお、住宅から旅館へ用途変更する場合に法に適合するには、例えば、下記のような基準を満たす必要があります。

- ①換気に必要な開口(窓等)：衛生確保のため換気に必要な開口は、床面積の1/20以上となります。
- ②階段の手すり：高さが1mを超える階段については、手すりの設置が必要となります。
- ③階段の幅、蹴上げ(段差)、踏み面：階段は、幅75cm以上、蹴上げ22cm以下、踏み面21cm以上必要となります。住宅の場合、蹴上げ23cm以下、踏み面15cm以上とすることができるので、古い住宅や敷地が狭い住宅の場合に注意が必要です。
- ④排煙上有効な開口(窓等)：排煙確保のため、宿泊室等には、当該室の床面積の1/50以上の排煙上有効な窓等(天井面から下方80cm以内の部分に限る。)が必要となります。

ただし、住宅の一部を農泊として利用するもののうち、客室の床面積合計が33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる場合は、規制緩和を受けられる場合があります。詳しくは地域を所管する土木事務所等へご相談ください。



## 消防法

旅館業法に基づく簡易宿所営業等の許可申請にあたっては、消防機関が発行する「消防法令適合通知書」の添付が必要です。消防法上必要な主な対応については、例えば、一戸建て住宅の場合は、下記のとおりです。詳しくは下記リーフレットを参考に、管轄の消防機関にご相談の上、確認してください。

**参考** 民泊において消防法令上求められる対応等に係るリーフレット（総務省消防庁）

**（例）一戸建て住宅（宿泊者がいる間、家主が不在となることがある場合）**

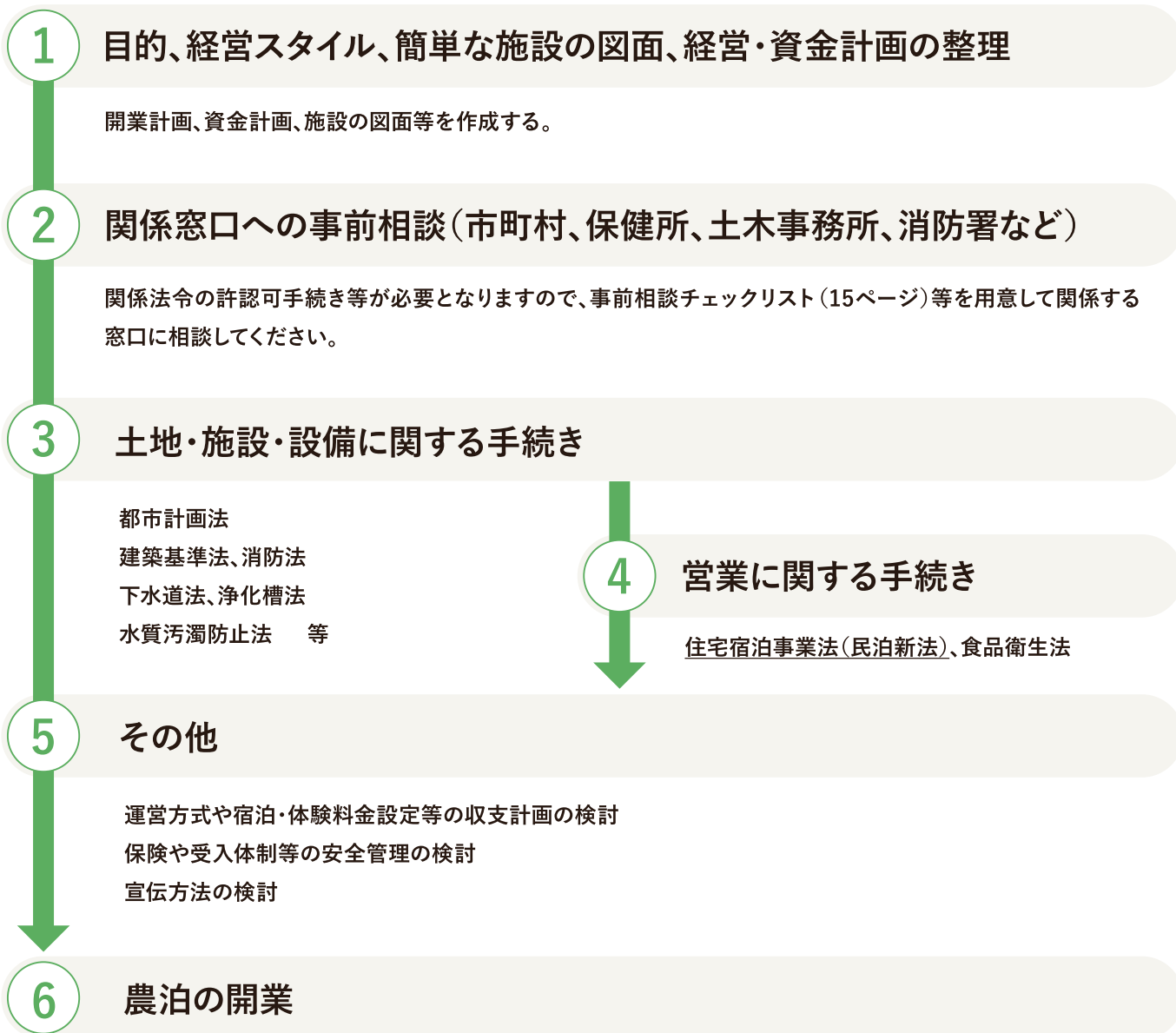
- ①自動火災報知器：一般的な大きさ（建物の延べ面積300㎡未満）の一戸建て住宅では、簡易な自動火災報知設備の設置が可能です。（原則として、2 階建て以下の場合）
- ②誘導灯：出入口や通路、階段などに設置する必要があります。ただし、一定の条件を満たすことにより設置が不要となる場合があります。
- ③防災物品：カーテン、じゅうたんなどを用いる場合は、防災性能（火災の発生防止、延焼拡大の抑制など）を有するもの。
- ④消火器の設置：建物の延べ面積が150㎡以上の施設や地階・無窓階・3階以上の階で床面積が50㎡以上の施設については消火器の設置が必要です。

※家主の居住の有無（人を宿泊させる間、家主が不在とならない場合）や宿泊室の床面積（宿泊室50㎡以下）等の状況に応じて、新たに消防用設備等を設置する必要がない場合もあります。詳しくは消防機関にご相談ください。



# 5. 住宅宿泊事業法に基づく開業までの流れ

住宅宿泊事業法に基づく届出による開業の場合





## 6. 住宅宿泊事業法 基づく開業に関連する法律

住宅宿泊事業法に基づく届出により開業する場合に関連する主な制度を解説します。

### 住宅宿泊事業法について

- ・ 宿泊料を受けて人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないこと
- ・ 住宅宿泊事業法における「住宅」の要件を満たしていること

「住宅」の要件=居住要件+設備要件

**居住要件：**以下のいずれかを満たす家屋であることが必要です。

- ①現に人の生活の本拠として使用されている家屋、②入居者の募集が行われている家屋、③随時その所有者、賃貸人又は転借人の居住の用に供されている家屋

**設備要件：**住宅には①台所、②浴室、③便所、④洗面設備を備えている必要があります。

- ・ 基本的に用途地域に関わらず住宅宿泊事業を行うことができます。(工業専用地域では不可)
- ・ 開業の際は住宅宿泊事業法第3条1項に基づく届け出(住宅宿泊事業届出書)が必要です。
- ・ 物件を借りて営む場合は、貸主がその物件で民泊を行うことを承諾していることが必要です。(転貸借含む)

**参考** 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)(国土交通省)

### 建築基準法について

建物の新築、増築、改築を伴う場合、着手前の確認(建築確認)が必要です。詳しくは地域を所管する土木事務所へご相談ください。

### 消防法について

消防法上では、既存の一戸建て住宅を活用する場合、旅館業法による開業と同様の取扱い(P.11記載のとおり)となりますが、宿泊室の床面積や家主の居住の有無等の状況に応じて、新たに消防用設備等を設置する必要がない場合もあります。詳しくは管轄の消防機関にご相談の上、確認してください。

**参考** 民泊において消防法令上求められる対応等に係るリーフレット(総務省消防庁)

### その他

宮崎県では、火災発生時の対策、水や浴槽など衛生面に関する事項について独自のチェックリストを設けていますので、事前にご確認ください。

**参考** 住宅宿泊事業(民泊)の届出について(宮崎県ホームページ)

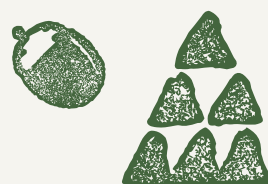


## 7. 関係機関への事前相談

.....

開業に必要な手続をスムーズに進めるためには、事前に保健所等の関係機関に相談して具体的なアドバイスを受けることが効果的です。

事前相談を行う際には、右ページの『農泊開業チェックシート』に施設の概要をまとめたうえで、具体的な相談をしましょう。その際、建物の平面図や、水回りの写真があると話が早いでしょう。



## 農泊開業チェックシート

| 農泊のスタイル                   |                                              |         |            | チェック    | 関係する法律等                            |
|---------------------------|----------------------------------------------|---------|------------|---------|------------------------------------|
| 客室数                       | 部屋数 _____ 部屋<br>定員 _____ 人                   |         |            |         | 旅館業法                               |
| トイレ                       | ・ 家族と共用 大____ 小____ 共用                       |         |            |         | 旅館業法                               |
|                           | ・ 客専用 大____ 小____                            |         |            |         |                                    |
| お風呂                       | あり                                           | ・ 家族と共用 |            |         | 旅館業法                               |
|                           |                                              | ・ 客専用   |            |         |                                    |
|                           | なし(近隣浴場利用) → 浴場名_____                        |         |            |         |                                    |
| 食事の提供                     | 朝食のみ                                         |         | 2食付き       |         | 食品衛生法                              |
|                           | 近所の食堂など                                      |         | 自炊         |         |                                    |
|                           | なし                                           |         |            |         |                                    |
| 自家製加工食品の提供<br>(提供するものを記入) |                                              |         |            |         | 食品衛生法                              |
| 体験メニュー                    | 提供する農林漁業体験メニュー:<br>_____<br>_____            |         |            |         | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律       |
| 送迎                        | 最寄りの駅等まで                                     |         |            |         | 道路運送法                              |
|                           | 上記以外(具体的に記入)<br>_____                        |         |            |         |                                    |
|                           | なし                                           |         |            |         |                                    |
| 水道                        | 水道水                                          |         |            |         | 水質検査<br>(旅館業法・食品衛生法)               |
|                           | 井戸水等<br>( )                                  |         |            |         |                                    |
| 下水                        | 下水道                                          |         |            |         | 建築基準法、都市計画法、<br>農地法、浄化槽法、<br>消防法など |
|                           | 合併浄化槽                                        |         |            |         |                                    |
|                           | 単独浄化槽                                        |         |            |         |                                    |
| 建物                        | 既存建物(改修)                                     |         |            |         |                                    |
|                           | 新築                                           |         |            |         |                                    |
| 料金                        | 素泊まり                                         | 円       | _____体験指導料 | 円       |                                    |
|                           | 朝食付き                                         | 円       | _____体験指導料 | 円       |                                    |
|                           | 2食付き                                         | 円       | 自炊設備貸出料    | 円       |                                    |
| 営業時間                      | 通常営業 ・ ____月から____月まで ・ 週末のみ ・ 他_____        |         |            |         |                                    |
| 定休日                       | 毎週____曜日 ・ ____月____日から____月____日まで ・ 他_____ |         |            |         |                                    |
| 予約方法                      | 電話                                           |         | 宣伝方法       | インターネット |                                    |
|                           | インターネット                                      |         |            | 雑誌広告    |                                    |
|                           | その他                                          |         |            | その他     |                                    |

# 相談窓口

相談窓口は次のとおりです。所在地の相談窓口をご利用ください。

| グリーン・ツーリズム、農泊に関する<br>各市町村の相談窓口 |                                                  | 県の相談窓口                                  |                                     |                                           |                                    |
|--------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|
|                                |                                                  | 総合案内                                    | 旅館業法、食品衛生法<br>住宅宿泊事業法（注）            | 消防法                                       | 建築基準法                              |
| 宮崎市                            | 農政企画課<br>TEL 0985-21-1785                        | 中部農林振興局<br>地域農政企画課<br>TEL 0985-26-7279  | 宮崎市保健所<br>保健衛生課<br>TEL 0985-29-5283 | 宮崎市消防局<br>予防課<br>TEL 0985-32-4904         | 宮崎市役所<br>建築行政課<br>TEL 0985-21-1813 |
| 国富町                            | 農林振興課<br>TEL 0985-75-3609                        |                                         | 中央保健所<br>衛生環境課<br>TEL 0985-28-2111  |                                           | 宮崎土木事務所<br>総務課<br>TEL 0985-26-7287 |
| 綾町                             | 農林振興課<br>TEL 0985-77-0100                        |                                         |                                     |                                           |                                    |
| 日南市                            | 農政課<br>TEL 0987-31-1132                          | 南那珂農林振興局<br>農政水産企画課<br>TEL 0987-23-4312 | 日南保健所<br>衛生環境課<br>TEL 0987-23-3141  | 日南市消防本部<br>TEL 0987-23-7584               | 日南土木事務所<br>総務課<br>TEL 0987-23-4662 |
| 串間市                            | 商工観光スポーツランド推進課<br>エコツーリズム推進室<br>TEL 0987-55-1126 |                                         |                                     | 串間市消防本部<br>TEL 0987-72-4151               |                                    |
| 都城市                            | 農政課<br>TEL 0986-23-2768                          | 北諸県農林振興局<br>地域農政企画課<br>TEL 0986-23-4507 | 都城保健所<br>衛生環境課<br>TEL 0986-23-4504  | 都城市消防局<br>予防課<br>TEL 0986-22-8884         | 都城市役所<br>建築対策課<br>TEL 0986-23-2584 |
| 三股町                            | 農業振興課<br>TEL 0986-52-9086                        |                                         |                                     |                                           |                                    |
| 小林市                            | 商工観光課<br>TEL 0984-23-1174                        | 西諸県農林振興局<br>総務課<br>TEL 0984-23-3164     | 小林保健所<br>衛生環境課<br>TEL 0984-23-3118  | 西諸広域行政事務組合<br>消防本部予防課<br>TEL 0984-23-5537 | 小林土木事務所<br>総務課<br>TEL 0984-23-5179 |
| えびの市                           | 畜産農政課<br>TEL 0984-35-3744                        |                                         |                                     |                                           |                                    |
| 高原町                            | 農政林務課<br>TEL 0984-42-5134                        |                                         |                                     |                                           |                                    |
| 西都市                            | 商工観光課<br>TEL 0983-42-4068                        | 児湯農林振興局<br>地域農政企画課<br>TEL 0983-22-1364  | 高鍋保健所<br>衛生環境課<br>TEL 0983-22-1330  | 西都市消防本部<br>予防課<br>TEL 0983-43-2477        | 宮崎土木事務所<br>総務課<br>TEL 0985-26-7287 |
| 高鍋町                            | 農業政策課<br>TEL 0983-35-4977                        |                                         |                                     | 東児湯消防組合<br>消防本部予防課<br>TEL 0983-22-1368    |                                    |
| 新富町                            | 産業振興課<br>TEL 0983-33-6034                        |                                         |                                     |                                           |                                    |
| 西米良村                           | むら創生課<br>TEL 0983-36-1111                        |                                         |                                     | 西米良村役場<br>総務課<br>TEL 0983-36-1111         |                                    |
| 木城町                            | 産業振興課<br>TEL 0983-32-4739                        |                                         |                                     | 東児湯消防組合<br>消防本部予防課<br>TEL 0983-22-1368    |                                    |
| 川南町                            | 産業推進課<br>TEL 0983-27-8011                        |                                         |                                     |                                           |                                    |
| 都農町                            | 産業振興課<br>TEL 0983-25-5721                        |                                         |                                     |                                           |                                    |

| グリーン・ツーリズム、農泊に関する<br>各市町村の相談窓口 |                           | 県の相談窓口（※消防法等については、市町村の相談窓口）             |                                     |                                         |                                    |
|--------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------|
|                                |                           | 総合案内                                    | 旅館業法、食品衛生法<br>住宅宿泊事業法（注）            | 消防法                                     | 建築基準法                              |
| 延岡市                            | 農業畜産課<br>TEL 0982-22-7018 | 東臼杵農林振興局<br>農政水産企画課<br>TEL 0982-32-6135 | 延岡保健所<br>衛生環境課<br>TEL 0982-33-5373  | 延岡市消防本部<br>予防課<br>TEL 0982-22-7101      | 延岡市役所<br>建築指導課<br>TEL 0982-22-7034 |
| 日向市                            | 農業畜産課<br>TEL 0982-66-1027 |                                         | 日向保健所<br>衛生環境課<br>TEL 0982-52-5101  | 日向市消防本部<br>予防課<br>TEL 0982-53-5947      | 日向市役所<br>建築住宅課<br>TEL 0982-66-1032 |
| 門川町                            | 農林水産課<br>TEL 0982-63-1140 |                                         |                                     | 諸塚村役場<br>総務政策課<br>TEL 0982-65-1112      | 日向土木事務所<br>総務課<br>TEL 0982-52-0309 |
| 諸塚村                            | 企画創生課<br>TEL 0982-65-1116 |                                         |                                     |                                         |                                    |
| 椎葉村                            | 地域振興課<br>TEL 0982-67-3203 |                                         |                                     | 椎葉村役場<br>総務課<br>TEL 0982-67-3201        |                                    |
| 美郷町                            | 企画情報課<br>TEL 0982-66-3603 |                                         |                                     | 美郷町役場<br>総務課<br>TEL 0982-66-3601        |                                    |
| 高千穂町                           | 総合政策課<br>TEL 0982-73-1260 | 西臼杵支庁<br>農政水産課<br>TEL 0982-72-2108      | 高千穂保健所<br>衛生環境課<br>TEL 0982-72-2168 | 西臼杵広域行政事務組合<br>消防本部<br>TEL 0982-82-2900 |                                    |
| 日之影町                           | 地域振興課<br>TEL 0982-87-3801 |                                         |                                     |                                         |                                    |
| 五ヶ瀬町                           | 企画課<br>TEL 0982-82-1717   |                                         |                                     |                                         |                                    |
| 県（本庁）の担当課室                     |                           | 農政水産部<br>農政企画課<br>TEL 0985-26-7049      | 福祉保健部<br>衛生管理課<br>TEL 0985-44-2628  | 総務部危機管理局<br>消防保安課<br>TEL 0985-26-7627   | 県土整備部<br>建築住宅課<br>TEL 0985-26-7195 |

※住宅宿泊事業法についての相談窓口は、県福祉保健部衛生管理課のみとなります。

## 8. 営業するうえで気を付けること



### 1. 安全管理

宿泊客の安全と安心を確保し、安定した運営を図るためには、緊急時の対応は非常に重要です。体験活動を実施したり、児童を多く受け入れる際は、様々なリスクがありますので、次のような点は注意点としておさえておきましょう。

#### 【受入準備】

- ① 宿泊施設としての衛生管理  
宿泊設備・寝具等の衛生管理
- ② 食事提供の衛生管理  
調理施設・器具・水の衛生管理  
食材の適切な管理  
調理前の消毒や手洗い
- ③ 施設・設備の保守  
施設・設備の老朽箇所の点検と修繕
- ④ 緊急時の連絡体制の確立  
事前の緊急時の連絡体制づくり
- ⑤ 体験プログラムの安全確認  
事前の安全管理体制づくり



#### 【滞在中】

- ① 事前説明  
近隣の危険箇所や非常時の対処方法の説明
- ② 宿泊客への目配り  
特に児童については、自由行動に注意
- ③ 防火・防犯  
火の始末・施錠の徹底
- ④ 体験プログラムの安全管理  
急病やけがへの応急処置、病院への搬送







## 2. 設備管理

運営していく上で、施設や備品、消耗品などの維持管理が必要です。こまめに点検・取り替えを行うとともに運営費用として計上しておかなくてはなりません。設備管理においては、次のような点に注意しましょう。

- ① 窃盗事故防止のため、外部からの侵入者なども考慮に入れ、万一に備えて具体的な防止策も講じておきましょう
- ② 火の元の確認はもちろんのこと、宿泊者に対して寝タバコやストーブの取り扱いなど十分な指導を行いましょう
- ③ 万一に備え、最初にお部屋に案内したときに、避難方法、火災警報器、消火器の位置や取り扱い方法なども説明しましょう
- ④ 火災に備え、カーテン、じゅうたん、布団は、燃えにくい加工が施されている防災品を使用すると安心です



## 3. 食事に関わる衛生管理

食事など飲食物の提供をするときは、衛生管理に最も気を使わなくてはなりません。次のような点は特に気を配りましょう。

- ① 食中毒の防止のため、白衣やマスク、三角巾を使用するなど清潔な服装を心がけましょう
- ② 調理開始前には必ず手洗・消毒を行いましょう
- ③ 調理関係の設備器具、食器などは入念に洗浄、消毒しましょう
- ④ 水道水以外を使用している場合は、年1回の水質検査を行い水質管理にも気をつけましょう
- ⑤ 定期的に調理従事者の検便も行いましょう
- ⑥ 食材は、新鮮なものを購入し、適切に管理しましょう
- ⑦ 食品を調理した後は早く食べましょう



## 4. 宿泊者への対応

### ① 予約時の対応

予約を受ける際に、一般的なホテルや旅館との相違点を事前に説明しておきましょう

例1：近所のレストランや公衆浴場等の利用について

2：洗面用具や寝間着、バスタオル等の持参について

3：体験プログラムの内容や料金などについて

### ② 宿泊者名簿の情報

宿泊者名簿の情報は、旅館業法により、3年間の保管義務があります。また、国内に住所を持たない外国人宿泊者の場合は宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の提示を求めるとともに写しを保管するようにしましょう。

なお、宿泊者名簿は、個人情報として取り扱いに十分注意したうえで、顧客名簿として情報の発信や常連客の確保に活用しても良いでしょう。



## 5. 保険

宿泊中の利用者への補償（ケガ、食中毒など）、また、火災や災害による損害などに対処するため、保険への加入を検討する必要があります。

さらに、体験メニューを提供する場合はレクリエーション保険の加入も必要です。これについては、保険料を料金に含めるなどの工夫をするとよいでしょう。

滞在中に起きる事故として、次のようなケースなどが想定されます。

### ① 利用者に損害を与えてしまった場合

宿泊先の失火により利用者がやけどをした

利用者に出した食事が原因で食中毒になった

### ② 利用者自身の不注意でケガをした場合

利用者が農作業体験中に転んで足を折った

### ③ 利用者の不注意で損害が起きた場合

利用者が稲刈り体験中に誤って他の参加者にカマでケガをさせてしまった

利用者が誤って家の中のものを壊してしまった

### ④ 指導する側の責任で事故が起きてしまった場合

きのご狩りにつれていったところ、こちらの不注意でケガをさせてしまった

体験に使う道具を車で運ぶ途中、停車中の車にキズをつけてしまった

補償の内容については、公的な共済から民間の損害保険会社の商品まで、いろいろなものがありますので、それぞれの特性に応じて検討する必要があります。詳細については、保険会社等へお問い合わせください。

また、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構(03-4335-1983)でも相談に応じています。



- ① 野外での体験を行う場合は、大雨・暑さ・寒さ・河川の増水などの気象条件に気を配りましょう
- ② 十分な水分を持たせ、水分補給や休憩の時間をしっかりと取りましょう
- ③ ハチやヘビ、ウルシ等、動植物の毒・かぶれなどの危険がないか注意しましょう
- ④ 体験希望者の年齢や体力を考慮して、無理をさせない体験内容を考えましょう
- ⑤ 体験者の具合が悪くなった場合等に備えて、最低限の装備（ファーストエイド・キット）は準備しておきましょう

※あくまで一例なので、どのような体験をするかによってキットの中身は適宜検討してください。



# 宮崎県農泊マップ

## 高千穂エリア

美しい棚田に囲まれた山里。天孫降臨の地としても知られており、神話ゆかりのスポットも点在しています。

宮崎きっての観光地でもあり、県内外から多くの観光客が訪れます。



### ツーリズム高千穂郷

☎ 0982-82-2199

地域 高千穂町、日之影町、  
五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村

## 延岡エリア

県内有数の工業都市である一方、海・山・川を有し、多彩なアクティビティを楽しめるエリア。また、伊勢えびやメヒカリといった海の幸、シイタケやタケノコ、自然薯など山の幸も豊富です。



### 延岡ふるさとツーリズム協議会

☎ 070-2335-7480 地域 延岡市

## 高千穂 エリア

## 延岡 エリア

## 西米良村

西米良村は95%が山林で、山々の四季折々の景観や、清流「一ツ瀬川」では、鮎やヤマメ釣りを楽しむことができます。秋には谷あいでも打ち上げる「音」で有名な「やまびこ花火大会」を開催しています。



### 西米良ツーリズム協会

☎ 0983-36-1117

地域 西米良村

## 西米良 エリア

## 西都 エリア

## 西都エリア

国内最大級の規模を誇る西都原古墳や、古事記、日本書紀に登場する伝承地も数多く残る歴史ロマンあふれるエリア。温暖な気候に恵まれ、高品質の農作物が多数生産されています。



### 西都市グリーン・ツーリズム研究会

☎ 0983-43-3421 地域 西都市

## 北きりしま エリア

## 北きりしまエリア

鹿児島県との県境に位置する、小林市・えびの市・高原町2市1町が北きりしま。霧島連山に降り注ぐ雨が田畑を潤し、豊かな作物を育む自然豊かなエリア。



### 北きりしま田舎物語推進協議会

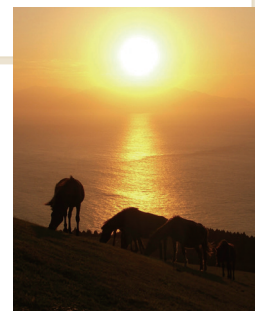
☎ 0984-22-3020

地域 小林市、えびの市、高原町

## 串間 エリア

## 串間エリア

宮崎県の最南端、美しい海岸線を有する串間市は山海の恵みに溢れたエリア。都井岬の野生馬とのふれあいや漁師体験、果物狩りなど自然との共生を体感しましょう。



### 串間エコツーリズム推進協議会

☎ 090-5617-2992 地域 串間市

## みやざきツーリズム協議会

☎ 0985-23-3443

地域 県全体

※全ての協議会が記載されているわけではありませんので、詳細はお住まいの市町村の窓口(16・17ページ)にご相談ください。



# 宮崎県の体験メニュー

宮崎県内で行われている観光アクティビティや、農泊で行われている体験メニューなどの一例をご紹介します。適切な技術が必要なものから、特別な準備不要で実施できるものまでさまざまです。自身の体験メニューを考える際の参考にしてみてください。



① 野菜や果物の収穫

日向夏や金柑などの栽培が盛んな宮崎県。それ以外にも季節によって様々な収穫体験を楽しめます。収穫した物をジャムなどに加工する体験を合わせても良いでしょう。



② 田植え・稲刈り

農業の大変さや豊かな実りに感謝しながら、地元の農家の方と一緒に田植えや稲刈りを体験できます。体験後は、普段食べているご飯の味や、目にする田園風景が、一味違って感じるかも？



③ しいたけの駒打ち・収穫

駒状の種菌を原木に植え付けたり、自然の力で育った肉厚な原木しいたけを収穫する体験。スーパーなどではあまりお目にかかれない、原木しいたけのおいしさを体験できます。



④ 郷土料理作り

宮崎県各地域の郷土食と一緒に作って味わいます。例えば高千穂町では、地鶏とたっぷりのニラを青竹に入れて作る「かっぱ鶏」作りの体験を行っています。地域によっては、採れたて野菜を使ったピザ作りやそば打ち体験などもあります。



⑤ 釜炒り茶体験

茶園にて農家の方から説明を聞きながら、お茶の摘み取り、茶葉の手炒り手揉み体験、美味しいお茶の試飲などが楽しめます。



⑥ 餅つき

昔ながらの「臼」や「杵」を使って餅をつきます。その場できな粉や醤油などをつけて、つくたての格別の餅を味わってもらえます。持ち帰ることもできます。



⑦ 漁業

漁船に乗って、伝統漁法の定置網漁を体験できます。漁師の仕事を楽しみながら、市場に出回らない魚と出会えることも。



⑧ わら細工作り

わら細工職人の指導のもと、わらを編んで縁起物のわら細工を作ります。古くから受け継がれてきた伝統技術を習い、作ったものは自宅に持ち帰ることができます。

# 先輩！ 農泊事業者の声

宮崎県内で実際に農泊を開業している  
事業者の皆様の声を集めました

しまみんぱくゆうき

## 島民泊遊季（延岡市）

開業のきっかけは、宮崎大学のゼミ生を昼食に招いたことでした。「ここで宿泊したい」と何気なく口にした学生さんに言葉に動かされ、開業を決めました。小さな民家なので2部屋5名で一日一組です。体験メニューは季節によって、釣り・クルージング・山登りなどなど。

はじめの頃、すべての来客者に満足してもらおうと気を使いすぎたところがあったのですが最近ではありのままで対応しています。リピーターから「民泊から帰る度に子供が遅くなっています」と、うれしい手紙を頂いたこともありました。もうすぐ後期高齢者ですが民泊をはじめて心から良かったと思っています。



うまや

## 厩（延岡市）

開業してすぐの頃は、すべてが手さぐりの状態で緊張の連続でしたが、自分が楽しくなければお客様も楽しめないと気づいてからは、遊び心を大切にしています。

私達には日常のことで、都会の人には”非日常”だからこそ、自然体でかかわっていくのが一番と感じました。何ごととも一緒に楽しむことです。

海外、県外と様々な方との異文化交流が出来て、この年齢(70代)ですばらしい世界を知ったのが有り難いです。健康と若返りの秘訣(?) かもしれません。農繁期の受け入れは厳しいですが、幸いにも近くの若い方にパートで来ていただいています。この自然と向き合い、農泊を営む暮らしによって私たちの人生に彩りが出来て幸せを感じています。



スモールフィールド

## small-field（高原町）

以前から食育活動をしており、その一環で農泊に誘われたことが開業のきっかけでした。主に、修学旅行・宿泊学習の生徒を泊めています。宮崎の味を県外の方々にも伝えたいと、「いこもち」「ガネ」「チキン南蛮」「冷や汁」などを一緒に調理してもらっています。それぞれの名前の由来や調理方法のコツを教えながら調理して、美味しいと言ってもらえたらうれしいですね。「家に帰ってから自分でも作ってみます」と言ってくれる生徒もいましたよ。

季節ごとに体験できる活動があればいいのですが、雨や作物の生育状況で収穫・植え付けなど出来る作業がない時の受け入れは苦勞します。そんな時は、包丁研ぎや寄せ植え・苔玉づくりなどを体験してもらうようにしています。





## やすべえ（西都市）

お客様には少しでもゆっくりくつろいでもらいたいので、座敷に掘りこたつを作ったり、大きなソファを置いています。

体験メニューは、釜でたく鶏飯体験、芋掘り体験、大根堀体験、薪割り体験などをご用意しています。お客様からお聞きする楽しい話や、一緒に行く農家体験に農泊のやりがいを感じています。お客様に「楽しかった、また来たい!」と思っていただけるような施設でありたいと思っています。



## かたすみ（西都市）

農泊事業者の方に誘われて開業しました。100年前に建てられた山の中の古民家で囲炉裏や火鉢を使った暮らしを体験できるのがこの施設の魅力です。一方で、虫や蛇、野ネズミが出てくることもあり対策には苦慮しておりますが…。

利用者様に喜んでいただけるようにと、子供の好きそうな食べ物、お菓子、昔の遊び道具なども準備して、多くの皆様のご利用をお待ちしています。



## とみちゃんハウス（西都市）

外国の方も来られるため、言葉や意思の疎通に苦労することもあります。いろんな方々との交流を楽しませていただいています。初めてお泊りいただいたお客様が、お礼にと楽器を弾いてくださったのはとても思い出深い出来事です。

今後は、「とみちゃんハウス」が国際交流の場になることが目標の1つです!



## はる さいえんばたけ 春ちゃんの菜園畑（えびの市）

何でもお店で買える今、目の前にある新鮮な野菜を自分で収穫して、調理して食べるこそが我が家に来てくれる中高生に最も提供したい体験です。

「家に知らない人が来るなんて大変じゃない? 気を使うでしょ?」と聞く人もいますが、私の孫世代である中高生と話をしていると楽しく晴れやかな気分になります。

宿泊した子どもの保護者から「人に対して配慮できるようになった。自ら進んで動くようになり成長した。」と記した手紙が届くなど非常にうれしいこともありました。農泊を通じた人との関わりの中で私自身が成長させていただいています。





別記様式－1

市長村長への照会書

令和〇〇年〇月〇〇日

〇〇〇市町村長 殿

氏名又は代表者名 〇印

下記の施設に係る営業が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 4 6 号）第 2 条第 5 項に規定する「農林漁業体験民宿業」に該当することを確認したいので、照会します。

記

- 1 氏名又は代表者名 〇〇〇
- 2 住所又は居所 〇〇〇
- 3 施設名 〇〇〇
- 4 所在地 〇〇〇
- 5 事業計画書 別 紙

※参考（任意様式）別 紙

事業計画書

| 区分 | 宿泊者に体験させる内容（具体的に記入すること） |
|----|-------------------------|
| 農業 |                         |
| 林業 |                         |
| 漁業 |                         |

※申請主体が非農林漁業者である場合は、どのようにして「農林漁業体験民宿業」に必要な役務を提供するか詳細がわかるように記載すること。

※農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する「農林漁業体験民宿業」に必要な役務は、主に次のとおりである。

①農業体験

田植え、稲刈り、脱穀、精米、畑仕事、農作物の収穫、そば・うどん打ち、郷土料理、食品加工、農業講座 など

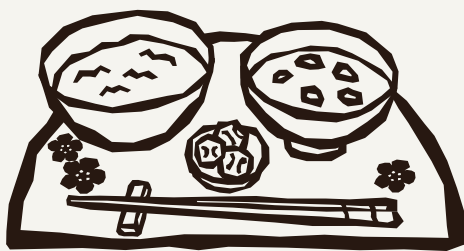
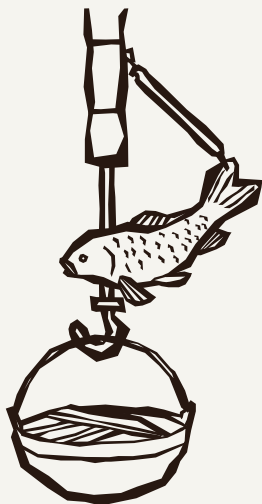
②林業体験

植林、下草刈、枝打ち、炭焼き、キノコ栽培、山菜・キノコ採り、里山・森林の案内、林業講座 など

③漁業体験

海・川釣り、網業、仕掛け漁、つかみ取り、海草・貝採り、稚魚の放流、養殖・加工、漁業講座 など





宮崎県農政水産部 農政企画課

住 所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号 0985-26-7049